

工事請負契約書

注文者 ○○ ○○ (以下「甲」という) と請負人 スタジオエンネ 松下陽子 (以下「乙」という) とは、○○○○様邸リフォーム工事において本契約書による工事請負契約 (以下「本契約」という。) を締結する。

第1条 (工事の目的物等)

- 1 工事の目的物 (以下「目的物」という。) 添付の見積書と資料のとおり
- 2 工事場所 _____
- 3 工期 着手 令和○年 ○ 月○ 日
完成 令和○年 ○ 月○ 日
- 4 引渡しの時期 完成の日から 7 日以内
- 5 請負代金額 _____ 円 (消費税込)
うち、工事価格 _____ 円 (税抜金額)
取引に係る消費税及び地方消費税の額(10%) _____ 円

第2条 (請負代金の支払方法)

乙は、甲に対し、前条の請負代金について、甲の指定する銀行口座に振り込む方法によって、以下のとおり支払うものとする。但し、振込手数料は甲の負担とする。

工事着工時 (50%) 令和○年○月○日 金 _____ 円

工事完了時 (50%) 令和○年○月○日 金 _____ 円

第3条 (原材料の負担)

本工事にかかる原材料費その他の費用は、乙が全て負担するものとする。

第4条 (引渡及び検査等)

- 1 乙は甲に対し、第1条に記載する引渡期日までに、目的物を引き渡すものとする。なお、引渡に伴う費用は甲の負担とする。

2 甲は、目的物の確認を工事完了後行い、その結果を乙に通知する。

3 甲の承認をもって、工事が完了するものとする。

第5条（瑕疵担保）

1 乙は目的物の瑕疵によって生じた滅失毀損について、引渡の日から1年間担保の責を負う。

2 前項の瑕疵があったときは、甲は相当の期間を定めて乙に補修を求めることができる。但し、瑕疵が重要でないのに補修に過分の費用を要するとき乙は、適当な損害賠償でこれに代えることができる。

第6条（危険負担）

1 工事完了の前に、甲の責めに帰することのできない事由により、滅失、毀損したときは、その損害を乙が負担するものとする。

2 前項の場合において、甲が本契約を締結した目的が達せられないときは、甲は本契約を解除することができる。

第7条（不可抗力）

1 乙は、本契約上の義務の履行が、次の各号のいずれかの事由により遅滞したときは、甲に対し当該義務の履行遅滞の責を負わない。

(1) 自然災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。）

(2) テロ、戦争及び内乱

(3) 原子力事故

2 前項の事由により履行を遅滞した場合、乙は、甲に対し、ただちに当該事由の発生を通知する。

3 甲は、第1項の事由による履行遅滞が10日以上継続した場合は、本契約を解除することができる。

第8条（損害賠償責任）

甲及び乙は、故意又は過失により、本契約に違反し、相手方に損害を与えたときは、相手方に生じた損害を賠償する。

第9条（契約の解除）

甲および乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当したときは、相手方への催告なくして直ちに本契約を解除することができる。

(1) 相手方による本契約上の重大な違反があったとき

(2) 相手方の資産につき、仮差押、仮処分、仮差押、差押、保全差押、滞納処分

又はこれに類する法的手続が開始されたとき

- (3) 相手方につき、破産、民事再生、会社更生、特別清算の各手続開始の申し立てがあったとき
- (4) 相手方が銀行取引停止処分を受けたとき
- (5) 相手方が事業を廃止し又は解散の決議を行ったとき

第10条（遅延損害金）

甲が本契約に基づく金銭債務の支払を遅延したときは、乙に対し、支払期日の翌日から支払済みに至るまで、年3.0%（年365日日割計算）の割合による遅延損害金を支払うものとする。

第11条（追加・変更工事）

本契約条項にない追加または変更工事発生ときは、相互で協議し追加金額の見積提示後甲の承認を得て着手することとする。

また追加工事分、減額分の支払いは工事完了後に清算して支払うものとする。

以上のとおり、契約が成立したので、本契約書を2通作成し、各自署名押印の上、各1通を保有する。

令和 ○ 年 月 日

甲) 住所

氏名

印

乙) 住所 広島県東広島市八本松町正力 10130-86

スタジオエンネ

氏名 代表 松下陽子

印